

◎韓国IPGの活動

- ・「PATINEX(国際特許情報博覧会)2019」が開催されました 01
- ・「第2回知識財産の日の記念式」が開催されました 02
- ・「ECCCKIPRカンファレンス2019」が開催されました 03
- ・「特許戦争—グローバル貿易紛争時代における知的財産保護戦略—」カンファレンスが開催されました 05

◎IPを知ろう

- IPニュース 05
- 「新・知財最前線は今」 07
- 模倣品の遮断は税関への知財権申告から
- 韓国における商標不使用取消審判の増加とその対応策



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

韓国の短い秋が過ぎ、冬の足音が聞こえ始めましたが、皆様いかがお過ごしですか？さて、本年3月に改訂しました模倣対策マニュアル韓国編について、製本版を送料無料で配布しています。ご希望の方は、以下の資料請求フォームをご利用ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/obc/shiryo2011>



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

9月19日、韓国で特許登録〇〇号を記念して、文在寅(ムン・ジェイン)大統領から発明者に特許証を直接授与する行事が開催されました。〇〇に入る数は何でしょうか？

- ① 20万 ② 200万 ③ 2000万

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

◎韓国IPGの活動

「PATINEX(国際特許情報博覧会)2019」が開催されました



韓国特許庁主催の「PATINEX (国際特許情報博覧会) 2019」が9月5日から6日までの2日間、ソウル市で開催されました。今年で15回目を迎えるPATINEX (Patent Information Expo) は、世界各国の特許情報専門家が発表と議論を行う「カンファレンス」と、特許情報サービス企業の様々な製品とサービスを体験することができる「展示会」で構成されている韓国最大規模の特許情報博覧会です。今年のPATINEXでは「知識財産情報、イノベーション成長のモメンタム」をテーマに、知的財産情報を活用した企業と機関のイノベーションに関する多様なテーマの講演と展示行事が行われました。

まず、カンファレンスのセッション1では、『知的財産経営と開放型イノベーション』に関する講演が行われました。ドイツのイノベーション企業のHenkel-Adhesive TechnologiesのIP管理責任者は、「IPが技術とノウハウ移転を促進することで、開放型イノベーションプロセスが加速化できる」とした上で、「開放型イノベーション活動における戦略的IP管理は、IPの複雑性を構造化し、また、優先順位を指定して処理する時に重要な役割を担える」としつつ、「成功に導く重要な要素は、取引決定を行うに当たって早期に寄与するIPの役割、バックグラウンドIPに対する適切な保護および適切な時点で優秀な品質のIPと競争力のある情報を提供する能力である」と述べました。また、ローファームのMorgan, Lewis & Bockius LLPの弁護士は、知的財産権と協業の関係に関する事例を挙げつつ、「知的財産権の独占的な性格と、協業の中核的な概念との両立は不可能に見えるが、協業を通じて、知的財産の価値を高められる」と強調しました。

セッション2では、『イノベーション成長時代における知的財産政策の変換』に関する講演が行われました。シンガポール経営大学の教授は、多くのアジア諸国がIP侵害者からIP制作者・保護者へと変貌してきた姿を紹介し、過去40年間、アジア地域が世界の工場・最大市場でありつつ、成長エンジン・イノベーション発展の場へと成長したと強調しました。

なお、日本特許庁（JPO）の特許情報室長補佐は、①2019年5月に一部の機能が改善された特許情報プラットフォームのJ-PlatPat、②ニューラルネットワーク機械翻訳を基盤とした特許機械翻訳プラットフォーム（日本語→英語）、③JPOの文献およびステータス情報をTSV形式に切り替えた標準データ、を紹介しました。最後に、韓国のSK株式会社 弁理士は、経済的価値のみならず、社会的価値も同時に追求することを通じて、ビジネスモデルを革新しようとする自社のIP政策について触れました

セッション3では、『イノベーション融合技術の知的財産競争力』に関する講演が行われました。中国のIT企業であるXiaomiからの講演者は、「技術の融合は、さまざまな産業分野と適用シナリオを含めるため、開放的かつ健全な環境に一層依存することとなり、未来の技術の融合にはIP部分において、挑戦課題が生じ得る」と述べました。また、人工知能（AI）とモノのインターネット（IoT）を融合したAIoT戦略を技術融合の一種として、自社のイノベーションに活力を吹き入れている例を挙げました。なお、東国（ドングク）大学の教授（ブロックチェーン研究センター長）は、第四次産業革命の中核基盤インフラであるブロックチェーンに対する具体的な概念および定義を説明した上で、ブロックチェーンを基盤とするIP競争優位を先に築くためのブロックチェーン政策への提言を行いました。

最後に、Dassault Systems Koreaの理事は、持続可能な都市を作るためには、仮想的な都市をモデリングし、検証を経た後で現実世界に実現することで成功確率を高められるとし、そのためにデジタルツイン技術が重要な要素となり、また、急速な成長を重ねているスマートシティ市場における競争力を確保するためには、これに関連する知財権確保に多くの努力を注ぐ必要があると強調しました。

講演とは別途に、スタートアップを含む国内外の約20の特許情報サービス企業と機関の展示ブースにおいて、多彩な特許情報サービスの紹介がありました。



また、IP5(日米欧中韓の5大特許庁)の展示ブースとワークショップでは、各庁の特許情報活用政策の情報発信が行われました。IPG

「第2回知識財産の日 記念式」が開催されました



国家知識財産委員会（大統領直属）主催の「第2回知識財産の日 記念式」が9月4日に京畿道果川市で開催されました。第四次産業革命・5G時代を迎え、AI、ブロックチェーンなどの新技術に加え、領域の境界を崩す融合複合産業が現れつつあります。国家知識財産委員会は、このような大激変時代の中で、国家競争力の源泉とされる知財に対するその価値と重要性を確認し、韓国国民の理解と関心を高められるよう、2018年から毎年9月4日を知識財産の日に指定し（知識財産基本法第29条の2）、知財フレンドリーな社会・経済環境造成を促進しています。この知識財産の日を記念し、2019年は『韓国、知識財産に通じる』という主題の下、グローバル環境変化による知財の未来と発展方向に対して考える交流と協力の場を設け、各界の多くの方が参加しました。

まず、記念式となったセッション1では、国家知識財産委員会の共同委員長が、「知財とは、AI、ビッグデータ、スマートエネルギー技術などの新技術の創出において基礎的な存在と言える」とし、「個人と企業が世界で活躍できる知財人材を積極的に育成し、知財の創出、保護、活用、この三つの領域がうまく連携できる知財環境を作ることが、何より重要である」と述べました。また、科学技術情報通信部（省）の長官は、「8月に関係部処（省庁）と合同で、素材、部品、設備に対する研究開発（R&D）投資戦略およびイノベーション対策を発表した」とした上で、「今後3年間、5兆ウォン以上を関連R&Dに投資するなど、技術自立化や特定の国に対する過剰な依存を脱皮することを目的としており、このようなR&Dによる中核源泉技術力の確保が、

特許などの知財の蓄積に繋がることを期待している」と述べました。

その後、開かれた授賞式では、地方自治体については、国家知識財産施行計画の推進実績の評価に連携した形で、3団体（仁川市、釜山市、蔚山市）に対して、国家知識財産委員会、韓国研究財団、韓国産業技術振興協会が授賞しました。なお、個人（12名）については、受賞者の技術分野に合わせて、国家知識財産委員会、科学技術情報通信部、文化体育観光部、農林畜産食品部、特許庁、韓国研究財団、韓国産業技術振興協会が授賞しました。

セッション2では、『国家知識財産ネットワーク』というタイトルで、基調演説と主題発表が行われました。基調演説の講演者として、ハンミ薬品の代表理事社長は、「グローバル製薬市場の規模は、約1,600兆ウォンであり、毎年、成長しており、今後も、高齢化が進む一方でまだ克服すべき分野が多く残っている」としつつ、「開発から販売に至るまで10～15年かかり、また、臨床試験に莫大な費用がかかることから、未来志向的な姿勢で、特許取得と維持に力を注いでいるのが現状である」、「このように成長を重ねているグローバル製薬市場において、特許を、成功へのモメンタムとして取り扱うべきである」と述べました。



● 知財の創出・保護・著作権に係る主題発表が続く

主題発表で、まず、韓国特許戦略開発院の事業企画チーム長が、『特許ビッグデータ分析を通じたグローバルメガトレンドおよび技術トレンドの理解』と題した発表を通じて、「世界的に貿易摩擦が発生する今の時代に、特許ビッグデータを分析し、世界のトレンドと技術トレンドを理解することは重要である」としつつ、「マクロ分析を通じて未来有望技術を予測した後でミクロ分析を通じて未来有望イノベーション技術を導出すべきである」と述べました。続いて、特許法人AJU Kim Chang & Leeの弁理士は、『保護と利用の調和を通じた合理的なIP価値の再配分策』と題した発表を通じて、「特許実施料率は、IP価値評価において重要な基準であるが、韓国の基準ロイヤリティ率に関する資料は、少なすぎて客観性と正確性が足りない」とした上で、「民間企業による実施料データの収集は難しいのが現状であるため、公共機関が保有するデータを、円滑に加工し、収集するための業務協力、インセンティブ提供および関連規定の制定などが必要である」と強調しました。

最後に、慶熙サイバー大学の教授は、『グローバル著作物の利用環境における著作権価値の増進方策』と題した発表を通じて、「韓国の著作物が活発に消費されている国、または潜在的な市場として価値が大きい国を重点管理国家として選定し、該当国に集中管理団体の設置、使用料徴収および分配システムの構築および運用を集中的に支援し、著作物が合法的に流通できる市場形成に寄与できる著作物分野のODA事業を具体化することを提言したい」と述べました。

一方、会場内では、さまざまな知財関連機関・団体がブースを設け、知財関連制度の宣伝や、クイズイベントなどのサイドイベントが行われました。IPG

「ECCK IPRカンファレンス2019」が開催されました



駐韓欧州商工会議所（ECCK）主催（共催：韓国特許庁、欧州特許庁）の「IPRカンファレンス2019」が9月24日にソウル市で開催されました。ECCKは、IP集約産業（IP活動の結果を知財権で保護することで価値創出に活用する産業）が韓国GDPの43%に寄与し、約560兆ウォンの付加価値を創出したという韓国知識財産研究院の統計を引用しつつ、イノベーションの恩恵を極大化するためには、強力かつ柔軟なIP政策が重要であるとし、IPがしっかりと保護される生態系が構築されてこそイノベーション、また創造性が持続的に発展できるとして、開催の理由を説明しました。

本カンファレンスでは、各分野の専門家により、IPの発展現状に関する複数の発表が行われました。そのうち、韓国のIP政策に関連する発表をいくつか紹介すると、まず、韓国特許庁の産業財産保護協力局長は、「AIやビッグデータなどの新技術の発展に伴う技術間の融合複合に合わせて、IPも共に発展をしなければならないとの声が高まりつつあり、2019年6月に開かれたIP5（日米欧中韓の5大特許庁）長官会

合でも、AIが開発した技術をどのように特許として保護して管理すべきか研究するタスクフォースの発足が合意された」として、「韓国特許庁でも協議審査を通じて、第四次産業革命技術と融合複合技術審査を専担する融合複合技術審査局を新設する予定である」と述べました。

他方、韓国知識財産研究院の副研究委員は、『知識財産の効果』と題した発表を行いました。同研究委員は、IP集約産業について分析した結果、韓国のIP集約産業が、韓国全体の雇用で占めているシェアは29.1%であるなど、韓国の雇用市場に与える影響が非常に大きいことを強調しつつ、また、IP集約産業での賃金がIP非集約産業に比べ1.5倍高い結果となった研究結果についても触れました。

● 韓国特許庁は、特別司法警察隊やIP保護政策に関して発表

韓国特許庁産業財産調査課の捜査官からは、『模倣品の取締り活動および戦略』と題した発表がありました。2010年9月に、韓国政府は、日々増加する模倣品から、商標権と消費者を保護するために商標分野の専門性のある特許庁に「商標権特別司法警察隊」を設置し、その専任組織として産業財産調査課を2013年9月に新設し、現在同課には43名（そのうち商標特別司法警察は27名）が勤務しており、全国の管轄地域を3つに分けた上で、ソウル、大田、釜山に地域事務所を運営していると説明しました。

これまでの9年間、模倣品に係る犯罪者2,744名を検挙、514万点余りの模倣品を押収し、それを正品価額で換算すると4,388億ウォンにもなること、また、以前は、オフラインでの流通が圧倒的に多かったが、近年では、オンラインでの流通が急増しており、その流通方法も、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、海外通販購入などへと多様化しつつあり、模倣品の品目は、健康機能食品、医薬品、自動車部品、カバンが主流でありながらも多様になっていると述べました。また、模倣品の製造は、中国で完成品を作るかもしくは半加工の状態での搬入し、韓国国内で完成するケースが大半であると説明しました。

なお、模倣品の疑いを避けるために並行輸入品と装ってオンライン上で模倣品を販売した犯罪者集団を取り締まった事例を紹介しました。並行輸入の商標権者、専用使用権者の信頼度を保護しつつ、消費者すなわち、公共の利益をどのように図るかに係る対策を講じる必要性について触れました。その対策として、海外の取引先の検証を通じた真正商品に対する品質の認証、すなわち安全性が確保された並行輸入品を検証する制度を設けることで、消費者の被害を防止する管理システムが必要であり、情報の非対称性を解消すべく、並行輸入企業の信頼

度に係る格付けを行う案なども考慮すべきであると述べました。商標権に加え、関連法律の2019年3月の改正施行により、特許権、デザイン権および営業秘密侵害に対しても捜査の権限を与えられるなど、捜査の範囲が大幅に拡大されたことについて説明しました。

また、韓国特許庁産業財産保護政策課の事務官からは『イノベーション産業のための知的財産権保護政策』と題した発表が行われました。まず、関連法律の2019年7月の改正施行により、他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償額を定めることができることとなったことを説明しました。なお、特許権侵害による損害額算定時に認められる特許権実施料（ライセンス費用）の認定基準については、「通常の実施料」から「合理的実施料」に変わり、これにより、実施料の認定比率の引き上げに繋がるきっかけとなると見込まれます。また、権利未登録者のための保護政策としては、営業秘密の要件が緩和されたことを例として挙げました。秘密管理性規定の部分が、以前は「相当な努力により秘密として保持された」となっており、『相当な努力』の基準が非常に厳しく、無罪となるケースが多かったことから『相当な努力』を『合理的な努力』と変えたことを、さらに『合理的な努力』を削除して、現在は、ただ、営業秘密の要件の定義が「秘密として管理された」と、変わった経緯を説明しつつ、営業秘密保護に対する政策を強化したことを伝えました。

また、2019年4月から、就労経歴が断絶された主婦をパートタイマーとして雇用する形で、「オンライン模倣品在宅モニタリング団」を運営し、オープンマーケット、ポータル、SNSなどのオンライン上で流通される模倣品の掲示物を摘発し、販売中止処置を行っている活動を、IP保護のための韓国政府の役割拡大の例として紹介しました。IPG

「特許戦争—グローバル貿易紛争時代における知的財産保護戦略—」カンファレンスが開催されました

韓国特許庁と電子新聞の主催により「特許戦争—グローバル貿易紛争時代における知的財産保護戦略—」カンファレンスが8月30日にソウル市内にて開催されました。本カンファレンスは、①米中貿易紛争の主要 이슈が自国の知的財産保護から始まるなど、知的財産のグローバル市場における影響力はかなり大きくなっていること、②知的財産は未来の企業価値を高める中核資産であり、企業の生死を決定づ

ける最も重要な経営資産であること、③第四次産業革命時代に向けた知的財産に対する重要性はますます大きくなっていること、④知的財産の競争力はまさに企業の競争力であり、ひいては、国の競争力であること、との認識の下、未来の国家競争力となる知的財産に対する価値を高め、グローバル貿易紛争時代における知的財産を基盤に韓国企業が進むべき方向性に関する議論を行うため、韓国国内における知的財産権分野の代表機関と企業を招いて開催されました。

まず、基調講演において、トップエンジニアリングの常務は「海外企業の特許紛争対応による事業成功及びIPマネジメント」を主題に、自社の特許紛争対応事例を紹介し、中堅企業における特許戦略構築の必要性を強調しました。また、現代自動車の知的財産室長は、「自動車産業の特許戦争/訴訟動向及び戦略」を主題に、自動車産業の変化に対応するために企業側でどの方向へ技術開発をすべきか。技術開発を行いつつ、知財室ではどのように特許を作り出し開発していくか。また、自動車産業の特許訴訟の動向などについて発表しました。

さらに、特別講演として、韓国技術取引士会の首席副会長(前部品素材統合研究所長)は「韓日特許比較分析による素材戦争の展開方向」を主題に、世界のフッ化水素の特許のうち、韓国のシェアは10%程度であると述べ、韓国が保有している特許技術を基盤にR&D投資の拡大や米国など海外の先進企業との特許技術ライセンスを通じて日本の技術を代替することが効果的であると発表しました。また、WIPSの専門委員は「韓日貿易紛争、半導体素材IP競争力分析による企業の対応戦略」を主題に、日本の輸出規制品目の一つであるフォトレジストに関する日韓の特許競争力を分析し、韓国国内に登録されている日本の関連特許が4,028件で61%のシェアを占めているのに対し、日本国内に登録されている韓国の関連特許件数は468件に過ぎないと発表しました。IPG



KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。

<https://www.jetto.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 特許庁、懲罰的損害賠償制度7月9日から施行 | 韓国特許庁 (2019.7.5)

2019年7月9日から、他人の特許権または営業秘密を故意に侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償する「懲罰的損害賠償制度」が施行される。これまで、韓国の特許侵害訴訟の損害賠償額の間値は、6千万ウォンであった。これは、米国の損害賠償額の間値の65.7億ウォンに比べて非常に少ない金額であり、韓国と米国のGDPを考慮しても9分の1に過ぎない。そのため、侵害が予想されても、まず侵害から利益を得て、事後に補償すればよいという認識が多かった。しかし、これから懲罰賠償制度が施行されることによって「知的財産侵害の悪循環が断ち切れ、知的財産が市場で正当な対価を受けられる環境が造成される」と期待される。特許庁は、このような内容を盛り込んだ「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」一部改正法律が7月9日から施行されると明らかにした。

② 特許庁、有名マスクパックの偽造商品大規模製造・流通業者取り締まる | 韓国特許庁 (2019.7.18)

特許庁産業財産特別司法警察は、有名俳優のソン・ジュンギ氏を製品のイメージモデルにし、国内外で高い人気を博した「7DAYSマスクパック」(いわゆる「ソン・ジュンギパック」)を大量に偽造し製造・流通させたA氏など10人を商標法違反の疑いで立件し、偽造完製品および半製品約607万点を押収したと7月18日、明らかにした。F社の「7DAYSマスクパック」は、某地上波テレビのドラマ出演により、国内のみならず海外でも人気の高い韓流スター「ソン・ジュンギ」氏がイメージモデルのマスクパックであり、2016年5月に販売初日だけで香港、ベトナム、タイなどと100万枚の輸出契約を結んだヒット製品である。国内の化粧品大手で10年以上研究員として勤務したA氏は、「7DAYSマスクパック」製品の企画を終え、製造・流通先を探していたF社に接近して、OEM(相手先ブランド製造)契約を締結し、契約が解除された後も、商品形態と包装、商標など、外観は同一だが、品質は低品質の偽造マスクパックを継続して製造し流通させた疑いが持たれている。

③ 特許庁、3ヵ月間の取り締まりでオンライン模倣品54,000件余りを販売中止措置へ、4,189億ウォン相当の消費者被害予防効果! | 韓国特許庁 (2019.7.23)

特許庁は、オンライン上の模倣品流通の予防に向けて、4月から3ヵ月間「オンライン模倣品在宅モニタリング団」110人を投入して、54,084



知財トリアの回答

正解は②200万です。韓国における200万号特許登録は、1946年に特許制度が導入されてから73年目で、世界では米国、フランス、イギリス、日本、ドイツ、中国に次いで7番目とのことです。(2019年9月19日付け知的財産ニュースに掲載)

件の模倣の疑いのある掲示物を摘発し、販売を中止させたと明らかにした。特許庁は、模倣の疑いのある掲示物削除による消費者の被害予防の効果は、最低4,189億ウォンに達すると明らかにしたが、オンラインでの一日の平均取引件数およびオンライン販売者数などを考慮して1個の掲示物で最低5個の模倣品が販売されていると推定している。モニタリングの結果、オンラインでの模倣品の流通が多いブランドは、グッチ、ルイヴィトン、シャネルの順だったが、これらのブランドはオンラインだけでなく、オフラインにおいても伝統的に模倣品の流通が多いブランドとして知られている。商品別では、靴17,421件、衣類12,098件、靴11,882件などが全体の76.5%を占めており、私たちの日常生活において必ず必要でありながら他人の視線を惹きつけるような品目で模倣品の供給が多いことが判明した。

④ 特許庁、オンライン事業者10社と知財保護の業務協約を締結

| 韓国特許庁 (2019.9.20)

最近、流通構造がオンライン中心へと転換し、オンラインショッピングサイト市場の規模も急激に拡大している。これにより、オンライン上で流通される模倣品の規模も日々拡大しており、特に、昨年を基準に特許庁に受付された模倣品関連件の約98%が、オンライン関連件であるほど、模倣品の流通経路もほとんどがオンラインに変わった。これは時間・空間の制約がなく、比較的に取り締まり網を潜り抜けやすいというオンラインの特性によるものとみられる。これを受け、特許庁などの捜査機関もオンラインを中心に取り締まりを強化してきたが、最近には模倣品販売業者が販売舞台を、監視が厳しくないインターネットカフェやソーシャルネットワーキングサービス (SNS) に移すなど、その手法が日々智能化しているのが現状である。特許庁はオンライン上の知的財産保護のために、国内主要オンライン事業者である、NAVER、KAKAO、coupangなど10社と業務協約を締結した。特許庁とオンライン事業者は今回の協約を通じて、オンラインにおける模倣品流通の根絶のために努力し、特許・実用新案・商標・デザインなど、産業財産権の虚偽表示を防ぐために相互協力することを約束した。

具体的には、(1) 協約当事者が保有している情報を供給し、オンラインにおける模倣品流通の根絶を図る (2) オンライン販売者などに対する教育および啓導活動を共同で展開する (3) 特許庁が、捜査過程またはオンライン模倣品流通モニタリングの過程で確保した資料を、オンライン事業者に提供し、制裁措置を実施する (4) オンライン事業者は、国民の健康と安全など公共の利益を侵害する模倣品の流通行為が発生した場合、特許庁に情報を提供し、取り締まりが行われるようにすると内容が含まれている。

⑤ 特許庁・大田地検、外国企業の無分別な韓流便乗にブレーキをかける

| 韓国特許庁 (2019.9.26)

特許庁と大田地検は、いわゆる「韓流便乗企業」の代表的事例であるA株式会社 (外国A社の韓国法人) と、B株式会社 (外国B社の韓国法人) に対する法院の解散命令決定を導いたと発表した。これらの外国企業は、韓流が高い人気を集めている東南アジア諸国を中心に、まるで韓国ブランドであるかのように、現地の消費者を誤解させる営業戦略で販売網を拡大しており、韓国ブランドのイメージダウンおよび韓国企業の輸出減少などが心配される状況であった。自社のウェブサイトや店舗の看板に韓国国旗や「KOREA」を表示し、販売製品には誤った文法で書かれた韓国語の表紙を貼り付けていた。また、韓国内では営業活動を全くしていない韓国法人を、商標権の所有者として紹介するなど、現地の消費者がこれらの企業を韓国企業であると思うよう誤解させていた。さらに、Kビューティーとして有名な韓国化粧品の外観を模倣することや、韓国の有名キャラクターを完全にコピーした多数の製品を、正規品価格の2分の1から3分の1水準で販売するなど、韓国企業に大きな被害を与えていた。これを受け、特許庁は2018年に海外知識財産センター (IP-DESK) と大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) の貿易館を通じて、世界中の韓流便乗企業に関する現況調査を行い、その中、韓国内にペーパーカンパニーを設立するなど、違法性の程度が重大と判断された企業の情報を大田地検に渡した。

⑥ デザイン保護法施行規則の改正、10月1日の出願から施行

| 韓国特許庁 (2019.9.30)

特許庁はデザイン出願の便宜を図るために、図面を現行の基本図面、付加図面、参考図面から、基本図面と参考図面へと簡素化すると発表した。これまで出願人は図面の種類についての明確な区分が難しかったため、図面の名称をたびたび間違えて記載し、審査官の拒絶意見により、図面の名称を修正・補完しなければならない不便があった。今後は、「付加図面」が「基本図面」に統合され、デザインを出願する際に、部分拡大図、切断図、展開図などは付加図面として出願する必要がなく、「基本図面」に含めて追加・提出することが可能になる。これにより、出願人は図面の名称に対する混乱がなくなり、図面を簡単に作成することができ、審査官の意見提出通知なしに迅速に審査処理の結果を受けることができる。また、現行では特殊記号の字体について、出願人の使用意思とは関係なく119字を指定しなければならなかったが、今後は16字だけを図示し、他に登録を受けようとする記号は追加記載するようにした。必須的に提出する特殊記号の数を最小限にし、登録を受けようとする字体を追加的に出願できるようにすることで、出願人が希望する特殊記号を便利に作成し、登録を受けられるようになった。IPG

File No.127

模倣品の遮断は税関への知財権申告から



最近、オンラインショッピングモールでの購買の急増に伴い、模倣品も大量に取引されています。これらの模倣品は、大部分が中国等の外国から流入しているもので、デザイン権(意匠権)や商標権の侵害品が多く見られます。このような模倣品は、国境の水際で遮断しなければならぬのですが、模倣品を税関で遮断するためには、特許権やデザイン権、商標権等の知財権を取得するのみならず、税関に申告する必要があります。本稿では、この税関への知財権申告についてご紹介します。

1. 知的財産権の確保

税関への知財権申告を行うためには、まずは特許権・デザイン権・商標権等の知財権の確保が必要です。新製品を販売する前に、韓国特許庁に特許やデザイン、商標を出願することが何より重要です。

すでに市場に模倣品が氾濫している場合には、アップグレードされた商品を早期開発し、その商品の知財権を獲得して、アップグレードした商品に替えていく戦略も必要です。

2. 韓国関税庁の告示の改正

税関への知財権申告に関連して、韓国関税庁は、知財権申告を活性化して業務を効率化するために、2019年1月14日に『知識財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示(関税庁告示第2019-1号)』を改正し、2019年1月21日から施行しています。

改正の要旨をみてみますと、特許権・デザイン権・品種保護権において、従前は税関申告の際に侵害の可能性がある輸出業者、海外供給者等の侵害関連資料の提出が必須でしたが、これが任意提出に変更され、申告書類の部数も2部から1部になりました。また、税関申告有効期間が従前の3年から10年へと延長されました。このように、今回の告示改正により、知的財産権の保護のための税関申告等の規制が緩和されました。

* 詳細については、関税庁の『知識財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示(関税庁告示第2019-1号)』をご参照ください。

(参考和訳ページ : <http://www.choipat.com/menu31.php?id=228>)

3. 税関登録及び通関手続き

知財権の税関登録等の業務は、貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)に委託されており、知財権の権利者は、下記のように訪問・郵送・オンラインで申告をすることができます。

<郵送及び訪問>

ソウル市江南区129 キル20 韓国関税社会館6階TIPA知的財産権申告センター

<オンライン申請>

<https://unipass.customs.go.kr>

提出書類は、権利申告書、権利関係確認書類、侵害物品識別資料(カタログ及び説明資料)、侵害疑義輸出入業者等の侵害関連資料等と、代理人に委任する場合には委任状が必要になります。申告は無料で、申告が登録されると申告登録日から直ちに効力が発生し10年間有効となります。登録された知財権について、通関段階で侵害疑義物品が発見されると、権利者及び輸出入業者にその事実が通報されます。通報を受けた権利者は、その物品が侵害品(模倣品)である場合には、通報を受けた日から7日以内に担保を提出して通関保留を要請することができ、その後10日以内(10日延長可能)に法院(裁判所)に提訴すれば、通関保留が持続されます。上記担保は、課税価格の100分の120に相当する金額ですが、中小企業の場合は以前の100分の60から100分の40に今回の告示で下方修正されました。

詳細については、関税庁のホームページ「大韓民国関税庁における知的財産権保護制度」(日本語)をご参照ください。

<http://www.customs.go.kr/download/_down/20190313_kor_jp.pdf>

なお、税関への知財権申告や侵害疑義物品発見時の税関からの問い合わせ対応には、韓国語でのコミュニケーションが必要となります。韓国の特許事務所や法律事務所のほとんどで、これらの代理を行っていますので、お気軽にご相談ください。IPG

崔達龍国際特許法律事務所 所長・弁理士 崔達龍

漢陽大学校電子工学科卒業、弁理士試験合格(1982年)、

前アジア弁理士会韓国協会会長、前大韓弁理士会副会長

(監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 浜岸広明)

File No.128

韓国における商標不使用取消審判の増加とその対応策



韓国商標法では、商標の使用を促進するために、特許庁に登録された商標であっても3年間使用されていない場合、誰でも不使用取消審判を請求することができ、商標権者がその登録商標の使用を立証できなければ、該当商標の登録を取り消すと規定しています(商標法第119条第1項第3号)。本稿では、この商標不使用取消審判についてご紹介します。

1. 商標不使用取消審判の状況

特許審判院の審判統計によれば、商標不使用取消審判の請求件数

は大幅に増加しています。2013年1,676件、2014年1,449件であった取消審判請求は着実に増加して2016年2,122件、2017年には2,124件に上り、韓国特許審判院の審決により2016年1,207件、2017年には2,172件の商標登録が取り消しとなりました。

このような登録取消の増加原因は、2016年9月1日に施行された韓国商標法の改正によるものと見られています。従来の商標法では、利害関係人のみが不使用取消審判を請求できるように制限しており、利害関係の疎明は審判請求人にとって大きな負担でした。しかしながら、改正商標法では、他人の商標選択権と営業活動の保障のために不使用取消審判を誰でも請求できるようにしました。また、2017年からは、商標権者が使用の証拠を提出しない場合に、審判手続を速かに処理するようになったことで、商標取消率が高まりました。

2. 不使用取消審判による商標登録取消の類型

実際、登録商標が不使用保存商標（特許庁に登録されたが実際は使用されていない商標）として判断され、その登録が取り消しとなる場合は大きく2つの類型があります。

(1) 商標権者が該当商標を3年以内に使用していた事実を証明できない場合

商標権者がその立証を放棄するか、使用証拠が不十分な場合であり、多くの場合の登録取消事由はこれに該当します。特に韓国国内において住所を有さない外国人が保有した登録商標の場合、期限内に使用の証拠の提出ができなかったことによる登録取消の割合が高くなります。

(2) 登録商標を過度に変形して使用した場合

登録商標を構成する要素の重要部分が欠けているか、全体的な外観を過度に変形して商標の同一性を毀損して使用した場合です（以下事例1、2を参照）。

<事例1>特許法院2017ホ1694判決（確定）

登録商標	変更した実際の商標使用

登録商標は、アルファベット「T」を独特の形状の多角形の中に配置した図形と、その下方の文字部分を上下2段で組み合わせた商標であるのに対し、実際の使用商標「THE ANANTI」は、この事件登録商標の図形の部分が省略されています。しかしながら、特許法

院は、登録商標の図形の部分は、その独特の形状および標章全体において占める比重などを考慮するとき、重要部分として見なさなければならぬため、上記登録商標の外観を形成する特徴的な構成部分が欠如している上記実際の使用商標は、上記登録商標と取引通念上、同一性が認められる商標とは言えないと判断しました。

<事例2>特許法院2015ホ79判決（確定）

登録商標	変更した実際の商標使用

特許法院は、登録商標は、英文字と図形を組み合わせた商標であり、二つの部分がいずれも独自の要部として機能しているものの、実際の使用商標は、英文のみから成っており、図形部分は使われておらず、両商標は、取引社会通念上、類似商標に過ぎず、同一性がある商標として見ることは難しいと判断しました。

3. 不使用取消審判に対する対応策

不使用取消審判によって商標登録が取り消しになった場合、該当商標権者は、その登録取消審決が確定してから3年間は取り消された商標と同一又は類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品に対して登録を受けることができません。実際に登録商標を使用している場合でも、その使用を立証できない場合や同一性が認められない商標を使用することにより、その登録商標が取り消しになった場合、該当商標権者は、本制裁規定によって多大な損失を被ることになります。したがって、実際に登録商標を問題なく使用する権利者は、不使用取消審判による商標登録取消に備えて、実効性のある商標使用の証拠を収集しておき、登録商標を過度に変形して使用する場合には、変更した商標について別途新規出願を考慮する必要があります。また、新しい商品を扱う場合には、指定商品を追加して登録するなど、自社の営業状況に合わせた登録商標の持続的な管理が必要です。IPG

特許法人佳山 朴允正（パク・ユンジョン） パートナー弁理士

弘益大学校 法律学科（2000）、弁理士試験合格（2002）、大韓弁理士会（KPAA）会員、国際商標協会（INTA）会員

（監修：日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所副所長 浜岸広明）